

アジア・オセアニア編

【1】韓国(1)：韓国 REACH 及び化学物質管理法 ― 新政権の規制革新により 今後韓国版 REACH は緩和される見込みへ

全 5 ページ サンプルのためリンクは切っております。

法律/政策の名称	(1) 化学物質の登録及び評価などに関する法律 (2) 化学物質管理法	
現地語名称	(1) 화학물질의 등록 및 평가 등에 관한 법률 (2) 화학물질관리법	
公布/施行日等	(1) 2013 年制 (2) 1990 年制	発効 発効
カバー期間	2023 年 6 月	

このテーマの基礎知識
を簡潔に説明

バックグラウンド情報

■規制の概説

韓国では有害化学物質を管理する主な法令として「化学物質の登録及び評価などに関する法律（以下、化評法）」と「化学物質管理法（以下、化管法）」を制定して運営している。

「化評法」は、日本の化審法や欧州の REACH に該当する法令であり、2013 年 5 月 22 日に制定され、2015 年 1 月 1 日から施行されている。本法は、化学物質（化学物質を含む）を製造又は輸入する事業者を対象としており、事業者が化学物質の登録申請資料の届出を義務付ける内容が骨子となっている。

登録された化学物質に対しては、有害性審査が実施され、有害性が確認された場合は「有毒物質、許可物質、制限物質、禁止物質」のいずれかに分類して、以下の通り規制している。

【有害性審査後、化学物質の分類と主な適用規制】

有害化学物質	主に適用される規制
有毒物質	サンプルのため割愛
許可物質	
制限物質	
禁止物質	

また、「化評法」の主な制度として、「重点管理物質管理制度」がある。

重点管理物質管理制度の概要	
重点管理物質が含有されている 重点管理物質を生産、又は輸入 1. 製品 1 個当たりの個別重点 2. 製品全体に含有されている	サンプルのため割愛

重点管理物質の種類は、「[重点管理物質の指定](#)」にて確認できる。

サンプルのため以下割愛

以下の 2 項目に関しては見出しのみ紹介し、詳細説明は割愛する。

■韓国政府の直近の主な取り組み

■許可物質制度の実施予定

最近の主な動向

■直近半年間の化評法の動向

以下はサンプルのためタイトルのみ示し、詳細説明は割愛する。

6 月	環境部、有毒物質の追加
	上記の有毒物質以外に、12 種の新たな有毒物質が指定される予定である。
8 月	環境部、禁止物質に対して届出の義務を改正へ
	ユン政権の政策通り、有害化学物質管理者の資格を緩和することで、中小企業が採用を行いやすく改正した。
	6 月に追加された有毒物質に対し、規定数量基準を追加へ
9 月	環境部、製品に含有されている重点管理物質に対して、変更申告が必要になる条件を設定へ
11 月	環境部、有毒物質をさらに追加指定へ

表などを使って見やすく整理

今後の展開とスケジュール

■ユン政権、新規化学物質の登録基準を緩和することを検討

現在、日程に関しては明確に告知されていないが、ユン政権は 2023 年 8 月 24 日に開催した第 4 次規制革新戦略会議にて、現状の「化評法」と「化管法」を緩和する方案について論議し、「新規化学物質の登録基準」を以下の通り緩和することについて検討すると発表した。

現在	検討
年間 0.1 トン以上の新規化学物質に対して、登録を義務付ける。	年間 1 トン以上の新規化学物質に対して、登録を義務付ける

「化評法」では、年間 0.1 トン以上の新規化学物質は登録するよう規定しているが、ユン政権はこうした基準が欧州の基準よりも厳しいと指摘し、「年間 1 トン以上」へ調整することを検討すると発表した。

■有害化学物質の混合物質における有害性の分類と、容器・包装の表示事項をサポートするプログラムを提供する予定

現在、「化学物質の分類及び表示などに関する規定（GHS）」により有害化学物質の分類及び表示事項を告知しているが、混合物質の場合は成分物質の含量や種類により、企業が値を直接計算する必要があった。

国立環境科学院は、「GHS 混合物質の分類表示プログラム」を開発し、混合物質でもプログラムに沿って必要な情報を入力すれば、混合物質に対する GHS 分類・表示情報が自動的に算出されるようにした。本プログラムは、[化学物質情報処理システム](#)によりダウンロードして利用できるよう配布している。

EnviX 展望と見解

許可物質の候補となっている 3 つの物質（DBP、BBP、DEHP）は、国民の意見を聴取するため、2023 年 12 月 4 日まで一般に公開されていた。韓国の法令改正のフローによると、意見聴取後は、法制処による規制審査と国会での審査などを受けることになり、法令案の確定又は公布までは、少なくとも 3～4 ヶ月を要すると見られる。許可物質に関しては、環境部が当初 11 物質を検討し、そのうち今回の 3 種の物質に絞った経緯があるので、上記の 3 つの物質が初めて許可物質として指定される可能性は高いと見ている。そのため、これら物質を取り扱う事業者の場合は、許可物質制度に対する準備が必要だと思われる。

有毒物質に対しては、有毒物質の中でも有害性・危険性により分類が行われる見込みである。その結果次第で、有害性が低い有毒物質の場合は、取扱施設の基準など、現状より緩和された基準が適用される見込みである。

また、「新規化学物質の登録基準」を年間 0.1 トン以上から年間 1 トン以上へ緩和する政策は、事業者にとって影響が大きいため、注目する必要がある。

その他関連動向

「残留性有機汚染物質」の追加指定と、「産業安全保健法」の改正の動きがあった。

サンプルのため詳細説明は割愛する。

ストックホルム条約第 10 回締約国会議の内容の反映

産業安全保健法による新規化学物質の有害性調査

【2023.12.03 JM】